北九州市パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度とは

性的マイノリティである方たちが
お互いを人生のパートナーとして
日常生活において相互に協力することを
市長に対して宣誓するものです。

法的に婚姻と同等の効果はありませんが、
お二人の生き方を応援する制度です。



北九州市人権の約束事運動
マスコットキャラクター
モモマルくん
©はぎわむつみ

性的マイノリティ（LGBTQ）とは

LGBTQは下の５つの頭文字で、性的マイノリティを表す言葉の一つです。

性的指向			性自認	性的指向・性自認
L	G	B	T	Q
レズビアン	ゲイ	バイセクシュアル	トランスジェンダー	クエスチョニング/クィア
Lesbian	Gay	Bisexual	Transgender	Questioning/Queer
女性を好きになる女性	男性を好きになる男性	女性も男性も両方好きになる人	生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人	性的指向や性自認がわからないと感じてる人

各種調査では、性的マイノリティの割合は、人口の約10%という結果があります。
これは左利きやAB型の人とほぼ同じ割合だと言われています。

自分の周りには・・・ いなかったんじゃない、
差別や誹謗中傷が恐くて、言えなかっただけ・・・。



ALLY（アライ）になろう

～多様性が認められる社会を目指して、
まずは、知ることからはじめよう～

性の多様性を表す6色のレインボーフラッグは、
性的マイノリティの方たちへの理解者（＝アライ）であることを表します

対象となる方の要件

宣誓をするお二人が、次の全ての要件を満たしている必要があります。



- ☐ 民法で規定する成年に達していること。
- ☐ 一方又は双方が市内に住所を有していること、又は市内へ転入を予定していること。
- ☐ 配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- ☐ 宣誓をしようとする相手と、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組によって、近親者となった者を除く。

宣誓（手続き）の流れ

① 事前予約



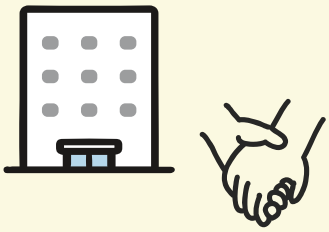
宣誓を希望する日時の**7日前**までにお電話でご連絡ください。

② 必要書類の準備



◆**住民票の写し**
（個人番号や本籍を省略したもの）又は北九州市内への転入予定であることを証明する書面
◆**独身であることが確認できるもの**
（戸籍抄本、独身証明書など）
◆**本人確認書類**
（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

③ 人権推進センター（ムーブ）へ



必要書類をご持参の上、**お二人で来所**ください。

④ 本人確認・宣誓内容確認



プライバシー保護のため、**個室**で対応いたします。

⑤ パートナーシップ宣誓



市担当職員の面前で宣誓書に署名し、写しを受領します。

⑥ 宣誓書受領証カードの交付



カードのデザインは3種類から選べます

後日、ご自宅への郵送又は当センターで交付をいたします。



《手続き・お問合わせ窓口》

北九州市人権推進センター人権文化推進課
北九州市小倉北区大手町11番4号　大手町ビル（ムーブ）8階
電話：093-562-5010　FAX：093-562-5150

↑北九州市パートナーシップ宣誓制度
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/18000059.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。